

就業規則を見ると、ほとんどの会社で「休職」の規定を定めています。休職制度とは「労働者に長期に渡り労働義務を果たせない事情が発生した場合に、会社に籍を残しながらも労働義務を免除する（あるいは禁止する）制度」です。また、休職制度については、別段法律で定める義務を課しているわけではありませんので、制度そのものを「定めない」のも「定めない」のも会社の自由です。では、なぜ定める義務のない制度を、ほとんどの会社で採用しているのでしょうか？一番大きな理由は「新しい人財を採用して新たに一から育てるコストよりも、すでに戦力である現在の人間に戻ってきてもらう方が会社として得である」という考え方があるからだと思います。さらには、労働者が病気などのよう、どうせあるを得ない事態により欠勤の場合でも、すぐに退職扱

いにするのではなく、一定の期間猶予を見る制度を設ける事により、労働者が安心して働くことができるといった効果もあると考えられます。一方、会社側にとっては、労働者が休職期間中も原則社会保険料の事業主負担分を負担する必要があります。従って、会社側にとっては、労働義務を果たすことができない労働者の社会保険料は負担したくないという事が本音だと思いません。しかし、経営者の好き嫌いで特定の職員だけ休職制度を適用させることに起因する不要なトラブルに発展する可能性がありますし、現実的ではないよ



による場合で、医師が労務

めに必要になってくると考えられます。また、私傷病



柴田 幸春
(社会保険労務士)

重要な事は、休職制度を適正に設計・運用し、内容を労働者が理解できるようにしておくことです。

①休職の制度を利用できる労働者の条件をどうするか
②休職期間はどのように決めるのか
③休職期間の通算の有無はどうするのか
④復職時の条件はどうするのか

⑤休職期間満了時に休職事由が解消されていない場合にどうなるのか



御社の休職制度は「正確」に社員に伝わっていますか？

余計なトラブルを防ぐために、

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等があります。
たら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

月刊労務ペーパー

Vol. 29

地域別最低賃金の変更予定

秋田県の地域別最低賃金の発行予定日が10月24日となっております。

654円 → 665円（前年度比+11円）

労働保険制度、雇用関連助成金等 事業所説明会のご案内

全国労保連秋田支部主催の労働保険制度・助成金制度等の説明会及び個別相談会が開催されます。
参加無料となっておりますので、別紙詳細を確認の上、参加をご検討下さいようお願い致します。

所長の一言

先日新聞で、手紙を書かなくなり、郵便番号欄に電話番号を書くなど記載の分からない子供が増えているというのを目にしてしまわぬよう、今一度自社の休職制度が適正な内容になっているかどうかの確認をしてみることをお勧めします。

（所長 堀井 潤）

《Sukiyaki》

去年から、家の畠で、
～子供が自然に触れながら好きな時に食べれるように～
と思いま二トマトや、大根などスティックブロッコリーなどを育てて、今年もまた育てました。

そして、子供たちも、私たちも大好きなネギを毎日お供してみました。
甘いネギで炒めて汁なし、青じそ入りの出汁！
今度は雨が多く、まだ育てていませんが、昔はなく、とても元気でした。



今年はネギのさかりで浜山バーベキューしました。
いろいろな人、これまでお力を、みんな吉んでしてくれ、来て下心作ったらまたぜひ…と言つてくれました。うちもいましたので、来年もチャレンジしたいと思いました。

ネギの名前は Sukiyaki (すきやき) です。
甘い興味のあるアヒル、いいので作ってみてください。

（企画室担当 梶原 主香）

ホームページURL 所長やスタッフのブログもあるよ!
<http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 相井事務所
本部機関の記事、草稿などの掲載物を複数枚を複数枚提出します。
(C)社会保険労務士法人 相井事務所 撰稿責任者 柴田 幸春



E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303